

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年7月9日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容	熊谷市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。賦課額に基づき、収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。賦課額の過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書などを発行する。住民からの申請に基づき、個人住民税の納税証明を発行する。納付状況に応じて、住民に対し納入確認書を作成する。 番号利用法に基づいて、熊谷市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過誤納金還付申請があった住民の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき情報照会により口座情報登録連携システムから取得する（R5.1より開始。）。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	住民税賦課機能 ・課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（課税原票管理システム、サービス検索・電子申請機能）

システム2～5

システム2

①システムの名称	課税原票管理システム	
②システムの機能	各種課税資料をスキャンして、原票のイメージ画像を一元管理することで、個人住民税システムと連携し、効率的に賦課事務を行うシステムである。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム3	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等 ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム4	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ②他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム5

①システムの名称	収納管理・滞納整理システム	
②システムの機能	1. 収納状況照会 宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。 2. 消込 消込データの入力・取込・エラーチェックなどの消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3. 還付・充当 過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書・還付充当決議書などを発行する。 4. 口座振替 口座振替データの作成や銀行振込送付書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5. 督促状・催告書の発行 督促状・納付書付き督促状、催告書を発行する。 6. 各種統計資料などの作成 月報などの集計表・一覧表を作成する。 7. 年度末処理 繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分の整理を行う。 8. 財産管理 実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。 9. 滞納処分 差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。 10. 公売管理 不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。 11. 分納計画 分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 12. 執行停止・不納欠損 執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 13. 宛名機能 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理。 14. 庁内連携機能 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ）	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム6~10

システム6

①システムの名称	確定申告システム
②システムの機能	1. 申告書作成機能 申告受付事務に必要な住民情報データを活用し、住民からの申告内容(収入・所得、控除金額および扶養情報等)を入力することで、確定申告書、住民税申告書の申告情報を登録する機能。 2. 住民税課税用データ作成機能 申告情報など各種資料の合算を行い、住民税課税用データを作成する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム7	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 2. アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 3. 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 4. 中間サーバ連携機能 情報連携に必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバへ連携する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバ、個別業務システム ）
システム8	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 処理状況の管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム9	
①システムの名称	共通基盤システム（庁内連携システム）
②システムの機能	1. 統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能。 2. 共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 団体内統合宛名システム ）
システム10	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ マイナポータル申請管理 ）
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 申請管理システム ）

システム12		
①システムの名称	申請管理システム	
②システムの機能	・申請データ格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号する機能 ・申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 ・個人住民税システムとの申請データ連携 個人住民税システムに申請データを連携する機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （マイナポータル申請管理）	
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
(1) 個人住民税賦課情報ファイル、(2) 収納管理ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項 別表の24の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法第19条第10号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第16条 ・別表省令第74条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	☐ 実施する ☐	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	・番号法第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第二条 (番号法における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 第二条第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 3条1号口 2 4条12号口、13号口、17号ハ、18号ハ、19号、20号、21号、22号、23号、24号ハ 3 5条13号口、14号口、18号ハ、19条ハ、20号、21号、22号、23号、24号 4 6条2号 5 7条2号 7 9条7号、8号イ、9号イ、12号口、13号口、14号、15号、16号、17号、18号 11 13条1号イ、2号ハ、3号口、4号イ、5号イ 13 15条1号ニ、2号ニ 15 17条1号口、3号口、4号口、6号イ 20 22条1号チ、2号ト、3号イ、4号チ、6号ト、7号、8号チ 28 30条1号イ、3号ハ 37 39条3号ハ 39 41条2号 42 44条1号レ 48 50条2号、3号口、9号、19号イ 53 55条1号ヘ 57 59条1号口、3号、4号、18号口、19号、20号、21号、22号、23号 58 60条2号ニ、60条の2 2号ニ、60条の3 2号ニ、60条の4 2号ニ 59 61条2号口 63 65条2号 65 67条4号口、5号口、15号ハ、16号ハ、17号、18号、19号、20号、21号 66 68条2号 69 71条1号、2号口、3号口、6号、7号口、13号、14号、15号、16号、17号、18号 73 75条1号口、2号口、3号口、4号口 75 77条3号ハ 76 78条1号ト 81 83条1号ヘ、3号、3の2号、5号ホ、6号ヘ 83 85条5号口、6号口、16号ハ、17号ハ、18号、19号、20号、21号、22号 84 86条2号 86 88条1号口、2号口 87 89条3号 88 90条2号口、3号口、4号口 89 91条4号 90 92条1号口、2号口、3号 91 93条1号ヘ、5号イ 92 94条1号ニ、3号イ、4号イ 96 98条4号 98 100条1号 106 108号1号口、6号口 108 110条3号ニ 115 117条1号イ、2号口、3号口、5号口、8号、9号、10号、11号、12号、13号 124 126条1号ヘ 125 127条1号レ 129 131条2号 130 132条2号 132 134号12号ハ、13号ハ、14号ハ、16号ハ、26号ハ、27号ハ、29号ハ、31号ハ、32号ハ、33号ハ、34号ハ、35号ハ、36号ハ、37号ハ、38号ハ、39号ハ、40号ハ、44号ハ、45号ハ、48号ハ 137 139条1号口、3号口 138 140条2号 140 142条8号口、10号、16号 141 143条1号チ、2号ヘ、4号ホ、5号口、6号口 142 144条1号口、4号口、5号 144 146条1号リ、6号ニ、7号イ、9号口、10号イ、11号ハ 147 149条2号 151 153条1号口、2号口 152 154条1号 155 157条1号ヘ、7号ヘ、14号イ 156 158条2号 158 160条1号ニ、2号ニ 160 162条1号 161 163条1号レ 163 165条1号ヘ 164 166条3号イ 165 167条2号イ 166 168条2号イ 167 169条1号口、2号口 168 170条1号口、2号口 169 171条2号 170 172条2号 171 173条1号口、2号口 172 174条1号口、2号口 173 175条2号 (番号法における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 48 50条
----------------	--

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課、納税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
① ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	熊谷市民、熊谷市以外の課税対象者
その必要性	住民税の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④ 記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・国税関係情報 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報 住民税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報 保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報 対象者の非課税の判定、障害者控除を確認するために保有 ・年金関係情報 対象者の公的年金支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤ 保有開始日	平成30年12月
⑥ 事務担当部署	総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、保険年金課、生活福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 公的年金等の支払者、国税庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ 給与、報酬、配当、公的年金等の支払者 ） ☐ その他 （ 地方公共団体情報システム機構 ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル申請管理 ）
③使用目的 ※		住民税額の算出、名寄せ・非課税者の抽出
④使用の主体	使用部署	市民部 保険年金課、総務部 市民税課、納税課、福祉部 長寿いきがい課、障害福祉課、こども課、保育課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告情報（申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書）から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住基情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報から非課税、控除を把握する。 2. 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 3. 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 4. 証明書発行、更正に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。 5. 年金特別徴収対象者の異動に関する事務 ・住基情報から、年金特別徴収対象者の異動を把握し、特別徴収の開始・中止等を決定する。
情報の突合		(1) 住基情報と、申告情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2) 住基情報と、申告情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 (3) 住基情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記2】
⑥使用開始日		平成30年12月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		申告情報のパンチ入力業務
①委託内容		申告情報のパンチ入力
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社KSKテクノサポート
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	受注者から書面による申請を受け、それに対し承認を行う。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様
委託事項2～5		
委託事項2		個人住民税システム保守業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		通知書等大量プリント業務
①委託内容		納税通知書等のプリント業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (98) 件 ☐ 移転を行っている (26) 件 ☐ 行っていない
提供先1	5. 特定個人情報の提供・移転」における提供先については、添付資料(Ⅱ. ①提供先一覧)を参照
①法令上の根拠	添付資料(Ⅱ. ①提供先一覧)に記載
②提供先における用途	添付資料(Ⅱ. ①提供先一覧)に記載
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	熊谷市で住民税を課税されている対象者及び税額情報
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	5. 特定個人情報の提供・移転」にける提供先については、添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)を参照
①法令上の根拠	添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)に記載
②移転先における用途	添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)に記載
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	熊谷市で住民税を課税されている対象者及び税額情報
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)に記載) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)に記載
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜熊谷市における措置＞ ・特定個人情報の記載されている申告書や給与支払報告書等の紙や電子媒体については、市民税課において、施錠できる場所に保管する。紙媒体については、年度が切り替わった場合、前年度のものを別の施錠できる倉庫等に移している。 ・個人住民税システムにおいては、データセンターにおいて入館及びサーバ室への入室を厳重に管理された場所にてサーバを管理している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理対策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 (マイナポータル申請管理における措置) ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 (申請管理システムにおける措置) ・データセンターにおいて入館及びサーバ室への入室を厳重に管理された場所にてサーバを管理している。
7. 備考	
-	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 収納管理ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	熊谷市民、熊谷市以外の課税対象者	
	その必要性	住民税の適正な収納管理、滞納整理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・個人番号 公金受取口座利用のために保有 ・その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の現在の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 収納管理、滞納整理をするために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 対象者の生活保護開始、廃止情報を基に、執行停止を行うために保有 ・雇用・労働関係情報 対象者の勤務情報、給与情報を調査し、差押、執行停止を行うために保有 ・年金関係情報 対象者の年金情報を調査し、差押を行うために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成30年12月	
⑥事務担当部署	総務部納税課	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		システム保守業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		通知書等大量プリント業務
①委託内容		督促状プリント業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		納税コールセンター業務
①委託内容		納税コールセンター業務
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アイヴィジット
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (35) 件 [☐] 移転を行っている (9) 件 [] 行っていない
提供先1	添付資料(Ⅱ. ①提供先一覧)を参照
①法令上の根拠	添付資料(Ⅱ. ①提供先一覧)に記載
②提供先における用途	添付資料(Ⅱ. ①提供先一覧)に記載
③提供する情報	収納情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	熊谷市で住民税を課税されている対象者及び税額情報
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)を参照
①法令上の根拠	添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)に記載
②移転先における用途	添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)に記載
③移転する情報	個人住民税の収納・滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	熊谷市で住民税を課税されている対象者及び税額情報
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)に記載) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙
⑦時期・頻度	添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)に記載
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜熊谷市における措置＞ ・特定個人情報の記載されている申請書類や電子媒体については、納税課において、施錠できる場所に保管する。紙媒体については、年度が切り替わった場合、前年度のものを別の施錠できる倉庫等に移している。 ・収納システムにおいては、データセンターにおいて入館及びサーバ室への入室を厳重に管理された場所にてサーバを管理している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理対策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
-	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
【個人住民税賦課情報ファイル】
【識別情報】 1.個人番号,2.宛名番号 【連絡先情報】 1.氏名,2.生年月日,3.性別,4.住所,5.電話番号,6.世帯番号,7.続柄,8.世帯主氏名 【業務関係情報】 1 自治体コード, 2 賦課年度, 3 宛名番号, 4 徴収区分, 5 履歴No, 6 課税番号・指定番号, 7 生年月日, 8 性別, 9 受給者番号, 10 非課税区分, 11 非課税区分(森林環境税), 12 徴収開始・終了期(月), 13 更正開始期(月), 14 異動区分, 15 異動事由, 16 異動処理日, 17 併徴該当区分, 18 営業所得, 19 農業所得, 20 その他事業所得, 21 不動産所得, 22 利子所得, 23 配当所得, 24 私募証券外貨建以外, 25 私募証券外貨建, 26 信託配当所得, 27 給与収入, 28 租税条約免除給与収入, 29 専従給与収入, 30 給与所得, 31 年金収入, 32 雑所得, 33 (総合課税)短期譲渡所得, 34 (総合課税)長期譲渡所得, 35 一時所得, 36 一時所得特別控除額, 37 (総合課税)退職所得, 38 特定支出控除, 39 所得金額調整控除額, 40 総合分所得合計, 41 変動当年所得, 42 変動前年所得, 43 変動前々年所得, 44 臨時所得, 45 (分離課税)退職所得, 46 肉用牛免税所得, 47 肉用牛免税対象外売却額, 48 土地等の事業雑所得, 49 短期譲渡所得(一般), 50 短期譲渡所得(軽減), 51 短期譲渡特別控除額, 52 短期譲渡特別控除額(一般), 53 短期譲渡特別控除額(軽減), 54 長期譲渡所得(一般), 55 長期譲渡所得(特定), 56 長期譲渡所得(軽減), 57 分離譲渡特定損失, 58 繰越損失居住用財産, 59 長期譲渡特別控除額, 60 長期譲渡特別控除額(一般), 61 長期譲渡特別控除額(特定), 62 長期譲渡特別控除額(軽減), 63 一般株式等譲渡所得, 64 上場株式等譲渡所得, 65 上場株式等の配当等所得, 66 先物取引所得, 67 山林所得, 68 山林特別控除額, 69 合計所得金額, 70 繰越損失, 71 純損失, 72 繰越損失株式等譲渡, 73 繰越株式等(配当分), 74 繰越損失先物取引, 75 繰損特定投資, 76 老年人, 77 寡婦, 78 寡婦特別, 79 寡夫, 80 ひとり親, 81 勤労学生, 82 1月1日離婚・再婚区分, 83 控除対象配偶者, 84 老人控除対象配偶者, 85 同一生計配偶者, 86 同居老親等扶養親族数, 87 老人扶養親族数, 88 特定扶養親族数, 89 特定親族特別控除人数, 90 一般扶養者数, 91 年少扶養控除, 92 同居特別障害者数, 93 扶養特別障害者数, 94 扶養親族中の普通障害者数, 95 雑損控除, 96 医療費支払額, 97 スイッチOTC支払額, 98 医療費控除, 99 社会保険料控除, 100 小規模企業共済掛金控除, 101 住民税・寄附金控除, 102 生命保険・個人年金支払額, 103 生命保険・住民税控除額, 104 地震保険支払額, 105 地震保険・旧長期支払額, 106 地震保険・住民税控除額, 107 控除対象配偶者の控除額, 108 配偶者所得, 109 配偶者特別控除, 110 特定扶養分控除額, 111 特定親族特別控除額, 112 同居老人扶養控除額, 113 老人扶養控除額, 114 一般扶養分控除額, 115 同居特別障害者にかかる控除額, 116 (扶養)特別障害者にかかる控除額, 117 (扶養)普通障害者にかかる控除額, 118 (本人)障害(特障)にかかる控除額, 119 (本人)障害(普障)にかかる控除額, 120 (本人)老年人にかかる控除額, 121 (本人)寡婦にかかる控除額, 122 (本人)寡婦特別にかかる控除額, 123 (本人)寡夫にかかる控除額, 124 (本人)ひとり親控除額, 125 (本人)勤労学生控除, 126 基礎控除額, 127 控除額合計, 128 (税額控除)災害減免額, 129 (税額控除)外国税額控除, 130 政党寄附金控除, 131 夫有区分, 132 未成年, 133 生活保護, 134 租税条約, 135 確定申告書区分, 136 均等割区分, 137 家屋敷区分, 138 専従青白区分, 139 専従配偶者, 140 配偶者以外の事業専従者の人数, 141 専従者控除額, 142 国外扶養人数(配偶者), 143 国外扶養人数(扶養), 144 配当割額控除, 145 株式等譲渡所得割額控除, 146 住宅借入金控除可能額, 147 調整控除額(市)※平成19年度改正対応, 148 調整控除額(県)※平成19年度改正対応, 149 税額控除・配当控除(市), 150 税額控除・配当控除(県), 151 住宅借入金控除(市), 152 住宅借入金控除(県), 153 寄附金税額控除(市), 154 寄附金税額控除(県), 155 税額控除・外国税額控除(市), 156 税額控除・外国税額控除(県), 157 税額調整(市), 158 税額調整(県), 159 税源移譲に伴う減額措置(市), 160 税源移譲に伴う減額措置(県), 161 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(市), 162 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(県), 163 定額控除前所得割(市), 164 定額控除前所得割(県), 165 定額減税額(市), 166 定額減税額(県), 167 配当割・株式所得割控除不足額, 168 所得割額(市), 169 均等割額(市), 170 所得割額(県), 171 均等割額(県), 172 森林環境税額, 173 年税額, 174 還付額, 175 充当又は委託納付額, 176 個人住民税減免区分, 177 個人住民税減免割合, 178 森林環境税免除区分, 179 所得割(市)減免額, 180 均等割(市)減免額, 181 所得割(県)減免額, 182 均等割(県)減免額, 183 森林環境税免除額
【収納管理ファイル】
【識別情報】 1.個人番号,2.宛名番号 【連絡先情報】 1.氏名,2.生年月日,3.性別,4.住所,5.電話番号,6.世帯番号,7.続柄,8.世帯主氏名 【業務関係情報】 1.納税義務者, 宛名番号, 2.納付書宛先, 宛名番号, 3.固定所有者, 宛名番号, 4.自治体コード, 5.調定年度, 6.賦課年度, 7.科目コード, 8.通知書番号, 9.年税額, 10.年税按分額, 11.法定納期限等, 12.法人宛名番号, 13.事業年度, 14.事業年度開始日, 15.事業年度終了日, 16.調定年月日, 17.申告区分, 18.本来調定年月日, 19.法定納期限, 20.指定納期限, 21.延長納期限, 22.申告受付日, 23.当初申告受付日, 24.更正決定通知日(市町村), 25.更正決定通知日(国), 26.延滞金除算期間開始日, 27.延滞金除算期間終了日, 28.重加算金額, 29.減額理由, 30.修正申告区分, 31.更正決定理由, 32.減額発生日, 33.減額調定日, 34.控除額, 35.更正請求日, 36.納通公示日, 37.納通公示理由, 38.異動事由, 39.国保記号番号, 40.軽自標識番号, 41.軽自動車種, 42.特徴指定番号, 43.介護被保険者番号, 44.更正日, 45.期別, 46.現年・過年度区分, 47.一般・随時区分, 48.期別調定額, 49.確定延滞金, 50.課税前延滞金基準日, 51.課税前延滞金, 52.督促手数料, 53.納期限, 54.滞納処分名称, 55.滞納処分開始日, 56.滞納処分終了日, 57.滞納処分備考, 58.按分名称, 59.期別按分額, 60.特徴退職人数, 61.期別履歴その他名称, 62.期別履歴その他金額, 63.納付書発送年度, 64.納付書発送科目, 65.納付書発送本税額, 66.納付書発送延滞金, 67.納付書発送手数料, 68.納付書発送日, 69.納付書種類, 70.納付書発送MPN確認番号, 71.納付書OCR番号, 72.納付書発送コンビニ・バーコード番号, 73.納付書発送按分額, 74.繰越年度, 75.繰越調定額, 76.繰越按分額, 77.軽自口座領収発送日, 78.口座振替宛名番号, 79.口座振替請求額, 80.口座振替不能事由, 81.催告発送日, 82.督促発送日, 83.督促金額, 84.督促公示送達日, 85.督促公示理由, 86.消込アンマッチ名称, 87.領収書登録方法, 88.領収書種類, 89.納付区分, 90.納付歳入出年度, 91.納付歳入出区分, 92.速報本税額, 93.速報延滞金, 94.速報手数料, 95.領収日時, 96.会計日(確報日), 97.コンビニ名称, 98.コンビニ店舗, 99.CVS消込・バーコード, 100.CVS自治体コード, 101.CVS調定年度, 102.CVS賦課年度, 103.CVS科目コード, 104.CVS通知書番号, 105.CVS期別, 106.CVS消込納付額, 107.CVS消込本税額, 108.CVS消込延滞金, 109.CVS消込手数料, 110.MPN消込チャネル, 111.MPN消込金融機関, 112.MPN消込支店, 113.MPN法人宛名番号, 114.MPN宛名番号, 115.MPN申告区分, 116.MPN事業年度開始, 117.MPN事業年度終了, 118.MPN消込本税額, 119.MPN消込延滞金, 120.MPN消込納付方式, 121.MPNクレジットカード番号, 122.MPNクレジット会社番号, 123.OCR分冊番号, 124.OCR納付書発送年度, 125.OCR領収書歳入年度, 126.OCR領収書領収日, 127.OCR自治体コード, 128.OCR調定年度, 129.OCR賦課年度, 130.OCR科目コード, 131.OCR期別, 132.OCR事業年度開始, 133.OCR事業年度終了, 134.OCR領収書本税額, 135.OCR領収書延滞金, 136.OCR領収書手数料, 137.OCR領収書按分額, 138.OCR読込連番, 139.領収日, 140.会計日, 141.会計受入年度, 142.払込金融機関, 143.払込支店, 144.納付本税額, 145.納付延滞金額, 146.納付督促手数料, 147.納付按分本税額, 148.還付年度, 149.還付通知番号, 150.過誤納還付通知番号, 151.過誤納発生日, 152.過誤納解消日時, 153.支払開始日, 154.還付確定日, 155.還付通知発送日, 156.充当確定日, 157.還付時効日, 158.還付支払日, 159.還付会計日, 160.還付加算金起算日, 161.還付加算金決定日, 162.還付充当歳入出年度, 163.還付充当歳入出区分, 164.還付充当(振込先)金融機関名称, 165.還付充当(振込先)支店名称, 166.還付充当(振込先)口座種別, 167.還付充当(振込先)口座番号, 168.還付充当(振込先)口座名義人, 169.還付充当(送付先)郵便番号, 170.還付充当(送付先)住所, 171.還付充当(送付先)氏名, 172.還付充当義務者氏名, 173.還付充当特徴個人宛名番号, 174.還付充当過誤納理由, 175.還付充当正当額本税額, 176.還付充当正当額延滞金, 177.還付充当正当額手数料, 178.還付充当納付額本税額, 179.還付充当納付額延滞金, 180.還付充当納付額手数料, 181.還付本税額, 182.還付延滞金, 183.還付手数料, 184.還付加算金, 185.還付按分本税額, 186.充当本税額, 187.充当延滞金, 188.充当手数料, 189.充当先通知書番号, 190.充当先期別, 191.充当先未納本税額, 192.充当先未納延滞金, 193.充当先未納手数料, 194.充当先納付本税額, 195.充当先納付延滞金, 196.充当先納付手数料, 197.充当按分本税額, 198.充当先按分本税額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1) 個人住民税賦課情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ・住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の団体への申告を住民に伝えている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて、課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には本来の提出先団体へ回送処理を行っている。 ・市町村CSからの住登外情報については、対象者を確定した上で情報を入手している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 （マイナポータル申請管理における措置） マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 （申請管理システムにおける措置） 申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ・提出される課税資料については、あらかじめ法令等により定められた様式で作成されることから、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように記載例を作成し、必要最小限の情報だけ記載してもらう。 （マイナポータル申請管理における措置） 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 （申請管理システムにおける措置） 住民がサービス検索・電子申請昨日の画面の誘導に伴いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】 ・庁内連携機能からの住民税賦課情報の入手については、入退室管理をしているデータセンター内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 (マイナポータル申請管理における措置) 住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 (申請管理システムにおける措置) ・申請データはマイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】 ・窓口において本人確認証(運転免許、個人番号カード等)の提示を受け、本人の確認を行っている。 ・個人番号カード等の提示を受け、申告書等に記載された個人番号と照合することで真正性を確保している。 ・上記で確認が取れない場合、本市の住民であれば個人住民税システムにおいて照合、本市の住民でなければ住民基本台帳ネットワークシステムによって真正性を確認できる。 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 (個人住民税申告ポータルにおける措置) ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】 ・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 (マイナポータル申請管理における措置) マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 【その他の措置】 個人住民税システムの端末には下記の措置を講じている。 ・一定時間操作を行わない場合、スクリーンセーバーが起動するようにしている。 ・窓口に近い端末には覗き見防止フィルターを貼ることで来庁者から見えないようにしている。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【宛名システム等における措置の内容】 ・個人住民税システムには、住民税の賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・個人住民税システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。 【事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容】 ・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク								
ユーザ認証の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
具体的な管理方法		・識別情報（ユーザID/パスワードと生体認証）による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。 （マイナポータル申請管理における措置） ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。 （申請管理システムにおける措置） ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。						
その他の措置の内容		【アクセス権限の発行・失効の管理】 ・識別情報（職員カード、ユーザID/パスワード）の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・個人住民税システムを利用する職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 （マイナポータル申請管理における措置） ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。 【アクセス権限の管理】 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 （マイナポータル申請管理における措置） 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 【特定個人情報の使用の記録】 ・ユーザIDとともに、個人住民税システムへのアクセス、操作（登録、更新、印刷、外部媒体への出力等）のアクセス記録をログとして保管している。 ・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス（休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等）については定期的にチェックを行っている。 （マイナポータル申請管理における措置） ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。						

ユーザ認証の管理	
	具体的な管理方法

その他の措置の内容

その他の措置の内容

[行っている]	<選択肢>	
	1) 行っている	2) 行っていない

・識別情報(ユーザID/パスワードと生体認証)による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。

- ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。
- ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。
- ・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。

- ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザー ID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。
- ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 ID の利用を禁止する。

・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。

- ・識別情報(職員カード、ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。
- ・個人住民税システムを利用する職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。

・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。

・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。

- ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。

定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。

- ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。
- ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。

定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。

・ユーザIDとともに、個人住民税システムへのアクセス、操作（登録、更新、印刷、外部媒体への出力等）のアクセス記録をログとして保管している。

・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等)については定期的にチェックを行っている。

・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。

・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。

- ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】 ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 (マイナポータル申請管理における措置) ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定している。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ・庁内の端末の持ち出しは、業務上どうしても必要な場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。 ・職員(非常勤、臨時職員含む)が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。 (マイナポータル申請管理における措置) ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 【その他の措置】 ・個人情報が表示された印刷物については、長時間プリンタに放置されないように注意している。 ・印刷は必要な範囲に留め、印刷した書類が不要になった場合は裁断処理等、適切に廃棄を行っている。		

☐ 委託しない

委託契約書中の特定個人情報
ファイルの取扱いに関する規定

＜選択肢＞

2) 定めていない

・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。

- 再委託先による特定個人情報
ファイルの適切な取扱いの担
保

＜選択肢＞

3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

業務開始前に特定個人情報取扱環境が整っていることを実地調査し、また、取扱範囲を確認できる取扱規定等や取扱者名簿の提出を求めている。業務履行中も規定通り履行されていることを実地調査している。

-

[特に力を入れている]

＜選択肢＞

2) 十分である

3) 課題が残されている

＜委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置＞

- ・委託先から他社への提供は認めていない。
- ・情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。
- ・情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。
- ・必要に応じて、市職員が現地調査を実施している。

＜委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置＞

- ・委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出してもらっている。
- ・必要に応じて熊谷市は現地調査・確認を行えることとしている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年一度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。		
その他の措置の内容	・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
【不適切な方法で提供・移転が行われるリスク】 ・他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数職員による確認を行っている。 ・国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数の職員による確認を行っている。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。			
【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク】 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの仕様(プレフィックス情報等)に基づき、当該事務で必要となる情報以外の入手は不可能。 ・中間サーバへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。 ＜個人住民税システムの運用における措置＞ ・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ・個人住民税システムで記録している操作ログは、適宜個人住民税システムからリストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことを定期的に確認している。 ・定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。 ・中間サーバ接続端末の情報照会機能(特定個人情報の情報照会及び情報提供受領)の利用にあたっては、事前に情報照会の内容について、上長の承認を得た上で実施する運用を義務付けている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システムで担保している。 ・特定個人情報の提供は個人住民税システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。 ＜個人住民税システムの運用における措置＞ ・個人住民税システムで記録している操作ログは、適宜リストの出力を行い、不正な提供が行われていないことを定期的に確認している。 ・提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施している。 ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。 ・中間サーバ接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置】

＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバー個人住民税システム間は、データセンター内のサーバ間通信に限定して安全性を確保している。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】

＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバの仕様（プレフィックス情報等）に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確性は個人住民税システムで担保されている。

・個人住民税システムで中間サーバから特定個人情報を入手する際、文字コード、型等の変換の正確性をテストで担保している。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

＜中間サーバの運用における措置＞

・中間サーバ接続端末から情報提供を入手し、個人住民税システムへ登録する場合、複数の職員によるチェックを行って登録している。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】

＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバー個人住民税システム間は、データセンター内のサーバ間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。

＜個人住民税システムの運用における措置＞

・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。

・外部から不正なアクセスがないか、アクセスログ等を確認している。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。

・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

（※）中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

＜中間サーバの運用における措置＞

・中間サーバ接続端末に用いる外部記憶媒体（USB等）を限定する。

・中間サーバ接続端末から外部記憶媒体に特定個人情報を格納する際には暗号化を行っている。

・外部記憶媒体（USB等）の貸出、利用、データ消去、返却等の定められた運用ルールに従い実施し、貸出、返却時には上長の承認を得ている。

【不適切な方法で提供されるリスクに対する措置】

＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバー個人住民税システム間は、データセンター内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。

・個人住民税システムは、ID/パスワードと生体による2因子認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。

・個人住民税システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

＜個人住民税システムの運用における措置＞

・情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、上長への確認を行った上で、実施することを運用ルールとして義務付けている。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

＜中間サーバの運用における措置＞

・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。

・情報提供は自動応答又は中間サーバ接続端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。

【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置】

＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞

・個人住民税システムの情報提供機能は、中間サーバの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

＜個人住民税システムの運用における措置＞

・中間サーバに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え上長の承認を経た上で登録する。

・中間サーバには可能な限り最新の情報を登録すること、誤った情報を登録した場合などの対応ルールを定め、当該ルールに従って実施している。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

＜中間サーバの運用における措置＞

・中間サーバ接続端末から情報提供内容を登録する場合、上長の承認を得た上で、登録時に複数の職員によるチェックを行う。

・中間サーバ接続端末から誤った情報を修正する場合、事前に修正内容について、上長の承認を得た上で、実施する運用を義務付けている。

【その他の措置】

＜熊谷市における措置＞

・個人住民税システム、中間サーバ接続端末での情報照会、情報提供等に係る実施手順を業務マニュアルに記載し、新規従業者に対して、年1回研修を実施している。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	・データ入力業務において、委託業者が当市の承諾を得ないまま8,170件を再委託し、そのうち6,312件に特定個人情報が含まれていた。 ・職員等の健康診断の委託において、受託者のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃を受けた。	
再発防止策の内容	・法令に定める安全管理措置を講じることを明記し、委託業者の定める特定個人情報に関する取扱規程等を提出させることとした。また、再委託の有無を事前に書面にて報告させ、かつ、再委託するときは書面にて申請させることとした。 ・受託者がセキュリティ対策の強化を行うことから、作業完了後を目途に実地検査を行い、個人情報の管理状況を確認する。	

その他の措置の内容	【物理的対策】 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 （マイナポータル申請管理における措置） ・LGWAN接続端末については、セキュリティワイヤーによる固定、操作場所への入退室管理、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 【技術的対策】 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 （マイナポータル申請管理における措置） ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
------------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】 ・基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。 (マイナポータル申請管理における措置) ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 ・特定個人情報の消去にあたっては、消去の必要性があれば、業務責任者の承認を得た上で実施する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する(ガバメントクラウドにおける措置)。 (マイナポータル申請管理における措置) ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に力を入れていない
具体的な方法	＜熊谷市における措置＞ ・毎年、職員全員と、該当の臨時職員に情報セキュリティ研修を実施している。 ・サーバ室への入退室については、生体情報による認証を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 収納管理ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住基情報の入手については、収納管理システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、本人以外からの情報であれば、その旨記録している。 ・他団体からの情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて、対象者と合致するかを確認している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ・提出される資料については、あらかじめ法令等により定められた様式で作成されることから、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように記載例を作成し、必要最小限の情報だけ記載してもらう。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】 ・庁内連携機能からの収納情報の入手については、入退室管理をしているデータセンター内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 【入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置】 ・窓口において本人確認証(運転免許、個人番号カード等)の提示を受け、本人の確認を行っている。 ・個人番号カード等の提示を受け、申請書等に記載された個人番号と照合することで真正性を確保している。 ・上記で確認が取れない場合、住民基本台帳ネットワークシステムによって真正性を確認できる。 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 【入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置】 ・庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 【その他のリスク及びそのリスクに対する措置】 収納管理システムの端末には下記の措置を講じている。 ・一定時間操作を行わない場合、スクリーンセーバーが起動するようにしている。 ・窓口に近い端末には覗き見防止フィルターを貼ることで来庁者から見えないようにしている。		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・収納管理システムには、収納管理、滞納整理に関係のない情報を保有しない。 ・収納管理システムには、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。 ・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・識別情報(ユーザID/パスワードと生体認証)による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。	
その他の措置の内容	【アクセス権限の発効・失効の管理に対する措置】 ・識別情報(職員カード、ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・収納管理システムを利用する職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 【アクセス権限の管理に対する措置】 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 【特定個人情報の使用の記録に対する措置】 ・ユーザIDとともに、収納管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。 ・上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等)については定期的にチェックを行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】

- ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。
- ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。

【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】

- ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定している。
- ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。
- ・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。
- ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。
- ・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。
- ・庁内の端末の持ち出しは、業務上どうしても必要な場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。
- ・職員（非常勤、臨時職員含む）が特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行っている。

【その他のリスクに対する措置】

- ・個人情報が表示された印刷物については、長時間プリンタに放置されないように注意している。
- ・印刷は必要な範囲に留め、印刷した書類が不要になった場合は裁断処理等、適切に廃棄を行っている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) ・市による監査、検査	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務開始前に特定個人情報の取扱環境が整っていることを確認し、また、取扱範囲を確認できる取扱規定を定めている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置】 ・委託先から他社への提供は認めていない。 ・情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 ・情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。 ・必要に応じて、市職員が現地調査を実施している。 【委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置】 ・委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出してもらっている。 ・必要に応じて熊谷市は現地調査・確認を行えることとしている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。		
その他の措置の内容	・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置】 ・他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数職員による確認を行っている。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置】 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜収納管理システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの仕様(プレフィックス情報等)に基づき、当該事務で必要となる情報以外の入手は不可能。 ・中間サーバへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。 ＜収納管理システムの運用における措置＞ ・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ・収納管理システムで記録している操作ログは、適宜リストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことを定期的に確認している。 ・定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。 ・中間サーバ接続端末の情報照会機能(特定個人情報の情報照会及び情報提供受領)の利用にあたっては、事前に情報照会の内容について、上長の承認を得た上で実施する運用を義務付けている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜収納管理システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう収納管理システムで担保している。 ・特定個人情報の提供は収納管理システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。 ＜収納管理システムの運用における措置＞ ・収納管理システムで記録している操作ログは、適宜リストの出力を行い、不正な提供が行われていないことを定期的に確認している。 ・提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施している。 ・自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。 ・中間サーバ接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置】 ＜収納管理システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバー・収納管理システム間は、データセンター内のサーバー間通信に限定して安全性を確保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】 ＜収納管理システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの仕様（プレフィックス情報等）に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確性は個人住民税システムで担保されている。 ・収納管理システムで中間サーバから特定個人情報を入手する際、文字コード、型等の変換の正確性をテストで担保している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・中間サーバ接続端末から情報提供を入手し、収納管理システムへ登録する場合、複数の職員によるチェックを行って登録している。 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】 ＜収納管理システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバー・収納管理システム間は、データセンター内のサーバー間通信に限定して、漏えい・紛失するリスクを排除している。 ＜収納管理システムの運用における措置＞ ・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ・外部から不正なアクセスがないか、アクセスログ等を確認している。		

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
- ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失のリスクを軽減している。
- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

＜中間サーバの運用における措置＞

- ・中間サーバ接続端末に用いる外部記憶媒体(USB等)を限定する。
- ・中間サーバ接続端末から外部記憶媒体に特定個人情報を格納する際には暗号化を行っている。
- ・外部記憶媒体(USB等)の貸出、利用、データ消去、返却等の定められた運用ルールに従い実施し、貸出、返却時には上長の承認を得ている。

【不適切な方法で提供されるリスクに対する措置】

＜収納管理システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバ・収納管理システム間は、データセンタ内のサーバ間通信に限定しており、他の経路で提供できない。
- ・収納管理システムは、ID/パスワードと生体による2因子認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。
- ・収納管理システム以外から情報提供できないようシステム上で担保している。

＜収納管理システムの運用における措置＞

- ・情報提供内容の自動応答が出来ない場合を想定し、手動で情報提供を行う場合は、上長への確認を行った上で、実施することを運用ルールとして義務付けている。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 - ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 - ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
- ＜中間サーバの運用における措置＞
- ・不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。
 - ・情報提供は自動応答又は中間サーバ接続端末に限定し、実施手順を運用ルールに定め、職員へ運用ルールの周知を徹底している。

【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置】

＜収納管理システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・収納管理システムの情報提供機能は、中間サーバの仕様に基づき設計、テストを行っているため、誤った情報を提供してしまうリスクを排除している。

＜収納管理システムの運用における措置＞

- ・中間サーバに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え上長の承認を経た上で登録する。
- ・中間サーバには可能な限り最新の情報を登録すること、誤った情報を登録した場合などの対応ルールを定め、当該ルールに従って実施している。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

＜中間サーバの運用における措置＞

- ・中間サーバ接続端末から情報提供内容を登録する場合、上長の承認を得た上で、登録時に複数の職員によるチェックを行う。
- ・中間サーバ接続端末から誤った情報を修正する場合、事前に修正内容について、上長の承認を得た上で、実施する運用を義務付けている。

【その他のリスクに対する措置】

＜熊谷市における措置＞

・収納管理システム、中間サーバ接続端末での情報照会、情報提供等に係る実施手順を業務マニュアルに記載し、新規従業者に対して、年1回研修を実施している。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。

・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	・データ入力業務において、委託業者が当市の承諾を得ないまま8,170件を再委託し、そのうち6,312件に特定個人情報が含まれていた。 ・職員等の健康診断の委託において、受託者のシステムがランサムウェアによる不正アクセス攻撃を受けた。
再発防止策の内容	・法令に定める安全管理措置を講じることを明記し、委託業者の定める特定個人情報に関する取扱規程等を提出させることとした。また、再委託の有無を事前に書面にて報告させ、かつ、再委託するときは書面にて申請させることとした。 ・受託者がセキュリティ対策の強化を行うことから、作業完了後を目途に実地検査を行い、個人情報の管理状況を確認する。

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【物理的対策】 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置) 等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 【技術的対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP (「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」 (令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)) に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)) 又はガバメントクラウド運用管理補助者 (利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)) は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 【その他】 ・基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。 ・特定個人情報の消去にあたっては、消去の必要性があれば、業務責任者の承認を得た上で実施する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する (ガバメントクラウドにおける措置)。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 選択肢 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<熊谷市における措置> ・毎年、職員全員と、該当の臨時職員に情報セキュリティ研修を実施している。 ・サーバ室への入退室については、生体情報による認証を実施している。 ・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例及び熊谷市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、請求書に住所、氏名、請求内容等の必要事項を記入し、請求する。個人情報の本人であることを証明する書類等を持参の上、個人情報保護窓口へ提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部市民税課市民税係 電話048-524-1111 内線246
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	I 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課 吉岡 昭 納税課 新井 好也	市民税課長 鶴田 敏男 納税課長 新井 好也	事後	
平成28年7月27日	II (住民税収滞納ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民部 保険年金課、総務部 市民税課、納税課、福祉部 長寿いきがい課、障害福祉課、こども課、保育課、大里行政センター総務税務課、妻沼行政センター総務税務課、江南行政センター総務税務課	市民部 保険年金課、総務部 市民税課、納税課、福祉部 長寿いきがい課、障害福祉課、こども課、保育課、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター	事後	
平成29年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	個人住民税事務における特定個人情報ファイル	個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイル	事後	
平成29年4月1日	I 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 鶴田 敏男 納税課長 新井 好也	市民税課長 植原 利和 納税課長 新井 好也	事後	
平成29年4月1日	II (住民税基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施期間内の他部署	市民税、保険年金課、福祉課	市民税、保険年金課、生活福祉課	事後	
平成29年4月1日	II (住民税収滞納ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	福祉課	生活福祉課	事後	
平成29年4月1日	IV 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部市民税課市民税係 電話048-524-1111 内線246	事後	
平成29年4月1日	添付資料(II. ①移転先一覧) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先一覧 移転先	福祉課	生活福祉課	事後	
平成29年4月1日	添付資料(II. ①移転先一覧) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先一覧 移転先		職員課	事後	
平成29年4月1日	添付資料(II. ①移転先一覧) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先一覧 ①法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表第一の56の項	事後	
平成29年4月1日	添付資料(II. ①移転先一覧) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先一覧 ②移転先における用途		児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	事後	
平成29年4月1日	添付資料(II. ①移転先一覧) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先一覧 ⑥提供方法		年次で連携	事後	
平成29年4月1日	添付資料(II. ①移転先一覧) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先一覧 ⑦時期・頻度		電子記録媒体・9月頃	事後	
平成29年4月11日	I 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 植原 利和 納税課長 新井 好也	市民税課長 植原 利和 納税課長事務取扱 清水 敏文(総務部長)	事後	
平成29年7月1日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社埼玉電算センター	株式会社KSKデータ	事後	
平成29年7月1日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	光ビジネスフォーム株式会社	東洋印刷株式会社	事後	
平成29年7月1日	II (2) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ	株式会社アイヴィジット	事後	
平成29年7月1日	I 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 植原 利和 納税課長事務取扱 清水 敏文(総務部長)	市民税課長 植原 利和 納税課長 飯島 誠	事後	人事異動に伴う対応

平成29年7月18日	I 5. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の二、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	法改正に伴う対応
平成30年12月18日	I 基本情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	番号法	番号利用法	事後	
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	住民税課税支援システム	個人住民税システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	申告情報管理機能 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料の受	住民税賦課機能 課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等 [○]その他(課税原票管理システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	住民税システム	課税原票管理システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	住民税賦課機能 課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行	各種課税資料をスキャンして、原票のイメージ画像を一元管理することで、個人住民税システムと連携し、効率的に賦課事務を行うシステムである。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等 [○]その他(住民税申告支援システム、収納消込/滞納管理システム等)	[○]税務システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	収納消込/滞納管理システム	収納管理・滞納整理システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等	[○]宛名システム等 [○]庁内連携システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		確定申告システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		1. 申告書作成機能 申告受付事務に必要な住民情報データを活用し、住民からの申告内容(収入・所得、控除金額および扶養情報等)を入力することで、確定申告書、住民税申告書の申告情報を登録する機能。 2. 住民税課税用データ作成機能 申告情報など各種資料の合算を行い、住民税課税用データを作成する機能。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続		[○]庁内連携システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称		団体内統合宛名システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能		1. 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 2. アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 3. 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 4. 中間サーバー連携機能 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続		[○]戸籍簿システム [○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(中間サーバー、個別業務システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称		中間サーバー	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能		1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能		5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 処理状況の管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続		[○]情報提供ネットワークシステム [○]宛名システム等	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称		共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能		1. 統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能。 2. 共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続		[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(個別業務システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 3.特定個人情報ファイル名	1. 住民税基本台帳ファイル、2. 住民税収滞納ファイル	(1)個人住民税賦課情報ファイル、(2)収納管理ファイル	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	
平成30年12月18日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	1. 住民税基本台帳ファイル	(1)個人住民税賦課情報ファイル	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月	平成30年12月	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社TKC	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社ジーシーシー	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		通知書等大量プリント業務	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容		納税通知書等のプリント業務	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数		2)10人以上50人未満	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名		株式会社ジーシーシー	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④再委託の有無		2)再委託しない	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜熊谷市における措置＞ ・情報政策課内に厳格な入退室管理を行っているセキュリティゲートを設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID／パスワードによる認証が必要。	＜熊谷市における措置＞ ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報は、庁舎のサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報は、データセンターのサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	2. 住民税収滞納ファイル	(2)収納管理ファイル	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月	平成30年12月	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(個人住民税システム)	[○]庁内連携システム	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	2件	3件	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2	個人住民税システム保守業務	収納管理・滞納整理システム保守業務	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ③委託先名	株式会社日立システムズ	株式会社ジーシーシー	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3		通知書等大量プリント業務	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3 ①委託内容		催告書プリント業務	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3 ②委託先における取扱者数		2)10人以上50人未満	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3 ③委託先名		株式会社ジーシーシー	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3 ④再委託の有無		2)再委託しない	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	ID／生体認証にて入退館管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスについてもID／生体認証による認証が必要となる。	＜熊谷市における措置＞ ・サーバーは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ・入退室管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 1.特定個人情報ファイル名	1. 住民税基本台帳ファイル	(1)個人住民税賦課情報ファイル	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・宛名機能を利用することもあるが、個人住民税システムの住民税賦課機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・住民税課税支援システム、個人住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税課税支援システムの申告受付機能、個人住民税システムの住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報を参照できない仕組みを講じている。 ・個人住民税システムには、住民税の賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・個人住民税システムでは、特定個人情報を参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・識別情報(ユーザID/パスワード)による認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。	・識別情報(ユーザID/パスワードと生体)による2因子認証を実施している。また認証後は認可機能により、そのユーザが利用できる機能を制限することで、不正利用が行えないよう対策している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	・住民税課税支援システム、個人住民税システムを利用する職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・ユーザIDとともに、住民税課税支援システム、個人住民税システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。	・個人住民税システムを利用する職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・ユーザIDとともに、個人住民税システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法	番号利用法	事後	
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	◆安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	◆不適切な方法で提供されるリスク ＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞ ・個人住民税システムは、ID/パスワードに認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。	◆不適切な方法で提供されるリスク ＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞ ・個人住民税システムは、ID/パスワードと生体による2因子認証を行い、限られた職員のみ操作可能である。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	◆物理的対策 ＜熊谷市における措置＞ ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を保管したPCIは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。	◆物理的対策 ＜熊谷市における措置＞ ・特定個人情報を保有するサーバーが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバーが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバーが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバーは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	◆技術的対策 ＜熊谷市における措置＞ ・ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 ・定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ・外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ・侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ・必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。 ・職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバー等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。	◆技術的対策 ＜熊谷市における措置＞ ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバーをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバーとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 1.特定個人情報ファイル名	1. 住民税収滞納ファイル	(2) 収納管理ファイル	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 2.特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	個人住民税システムにて正確性が担保された情報を庁内連携機能を通じて、定められたインターフェースに基づき入手するため、受領側の収納消込/滞納管理システムでは正確性が担保されている。	個人住民税システムにて正確性が担保された情報を庁内連携機能を通じて、定められたインターフェースに基づき入手するため、受領側の収納管理・滞納整理システムでは正確性が担保されている。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・宛名機能を利用することもあるが、収納消込／滞納管理システムの収納照会機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・収納消込／滞納管理システムには、地方税収納事務に関係のない情報を保有しない。 ・収納消込／滞納管理システムの照会機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・特定個人情報を使用できる事務については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。	・団体内統合宛名システムのアクセス制御機能により、個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者以外が、特定個人情報参照できない仕組みを講じている。 ・収納管理・滞納整理システムには、地方税収納事務に関係のない情報を保有しない。 ・収納管理・滞納整理システムでは、特定個人情報参照できる機能と情報を限定しており、設定された利用権限の範囲を超えてアクセスができないように制御を行っている。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・収納消込／滞納管理システムへのアクセスにおいて、ユーザID/パスワードによる認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。	・収納管理・滞納整理システムへのアクセスにおいて、ユーザID/パスワードと生体による2因子認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	・収納消込／滞納管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・ユーザIDとともに、収納消込／滞納管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。	・収納管理・滞納整理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・ユーザIDとともに、収納管理・滞納整理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	・物理的対策 ＜熊谷市における措置＞ : 特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机の上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 : 特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 : 特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 : 特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。	◆物理的対策 ＜熊谷市における措置＞ ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	・技術的対策 ＜熊谷市における措置＞ : ウィルスメール／スパムメール対策システムを導入している。 : 定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 : 外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 : 侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 : 必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。 : 職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。	◆技術的対策 ＜熊谷市における措置＞ ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	「(別添1) ファイル記録項目の新旧比較(住民税・重点) 201812.pdf」の「変更前」欄に記載のとおり	「(別添1) ファイル記録項目の新旧比較(住民税・重点) 201812.pdf」の「変更後」欄に記載のとおり	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため

平成30年12月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の二、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号ロ 2 2条7号・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3 3条8号・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4 4条2号ロ 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ハ・2号ハ 11 10条1号ロ・3号ロ・5号イ 16 12条3号イ・4号ロ・7号 18 13条1号イ・2号イ 23 16条 市県民税非該当 26 19条1号カ 27 20条1号・3号・4号・8号イ 28 21条6号 29 主務省令対応規定なし 31 22条1号ハ 34 22条の3 1号・2号・5号イ・6号イ・7号イ・9号・10号・11号・12号・13号 35 22条の4 1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ 37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11	事後	
平成30年12月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	同上	42 25条1号・2号・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・3号イ 54 28条1号ニ 57 31条1号ニ・3号・5号ニ 58 31条の2 3号・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条 市県民税非該当 62 33条 市県民税非該当 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号・ 67 38条1号イ・2号・3号 70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ 87 44条1号カ・ 91 44条の2 1号 92 45条1号 94 47条1項 2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・18号ロ・19号ロ・22号ロ・23号ロ 97 49条1号・3号 101 49条の2 1号 102 50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ 103 51条4号イ・7号・13号 106 53条1号ホ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ	事後	
平成30年12月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	同上	108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2 1号ロ 117 主務省令対応規定なし 119 59条の3 1号ハ (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 20条1号・3号・4号	事後	
平成30年12月18日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 植原 利和 納税課長 飯島 誠	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため

平成30年12月18日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成30年5月10日	平成30年10月12日	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	平成30年12月1日	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)収納管理ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	平成30年12月1日	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成31年4月5日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	平成30年5月10日	平成31年4月5日	事後	
平成31年4月5日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	117 主務省令対応規定なし	117 59条の2の2	事前	
令和1年10月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号ロ 2 2条7号・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3 3条8号・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4 4条2号ロ 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ハ・2号ハ 11 10条1号ロ・3号ロ・5号イ 16 12条3号イ・4号ロ・7号 18 13条1号イ・2号イ 23 16条 市県民税非該当 26 19条1号カ 27 20条1号・3号・4号・8号イ 28 21条6号 29 主務省令対応規定なし 31 22条1号ハ 34 22条の3 1号・2号・5号イ・6号イ・7号イ・9号・10号・11号・12号・13号 35 22条の4 1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号ロ 2 2条7号ロ・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3 3条8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4 4条2号ロ 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号ロ・3号ロ・5号イ 16 12条3号イ・4号ロ・7号 18 13条1号イ・2号イ 23 16条 市県民税非該当 26 19条1号カ 27 20条1号・3号・4号・9号イ 28 21条7号 29 主務省令対応規定なし 31 22条1号ハ 34 22条の3 1号・2号・4号イ・5号イ・6号イ・8号・9号・10号・11号・12号 35 22条の4 1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ	事後	番号法別表第一・第二の事務・情報を定める命令等の一部改正

令和1年10月4日	同上	37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号・3号口・8号口・9号口・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号・3号口・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・3号イ 54 28条1号ニ 57 31条1号ニ・3号・5号ニ 58 31条の2 3号・4号口・9号口・10号口・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条 市県民税非該当 62 33条 市県民税非該当 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号・ 67 38条1号イ・2号・3号 70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号・3号口・5号口・8号・9号・10号・11号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ 87 44条1号力・ 91 44条の2 1号 92 45条1号	37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号口・3号口・8号口・9号口・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・3号イ 54 28条1号ニ 57 31条1号ニ・3号・6号ニ 58 31条の2 3号口・4号口・9号口・10号口・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条 市県民税非該当 62 33条 市県民税非該当 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号・ 67 38条1号イ・2号・3号 70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号口・3号口・5号口・8号・9号・10号・11号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ 87 44条1号力・ 91 44条の2 1号 92 45条1号	事後	同上
令和1年10月4日	同上	94 47条1項 2号口・3号口・4号口・5号口・6号口・7号口・8号口・9号口・10号口・11号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・18号口・19号口・22号口・23号口 97 49条1号・3号 101 49条の2 1号 102 50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ 103 51条4号イ・7号・13号 106 53条1号ホ・2号ホ・3号ニ・4号・5号口 107 54条1号ハ・3号ハ・4号 108 55条1号口・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2 1号口 117 59条の2の2 119 59条の3 1号ハ (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 20条1号・3号・4号	94 47条1号・2号イ・3号イ・4号イ・5号イ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 102 50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ 103 51条4号イ・7号・13号 106 53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号口 107 54条1号ハ・3号ハ・4号 108 55条1号口・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2 1号口 117 59条の2の2 119 59条の3 1号ニ (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 20条1号・3号・4号	事後	同上
令和1年12月17日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 委託事項1 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	
令和4年6月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第3項	番号利用法第9条第2項	事後	

令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる 情報連携 法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号口 2 2条7号口・8号口・10号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17条口 3 3条8号口・9号口・11号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17号 4 4条2号口 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号口・10号・11号・12号・13号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・5号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・5号・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・2号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条1号・3号・9号イ 28 21条7号 29 主務省令対応規定なし	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号口 2 2条8号口・9号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17条・18号・19号口 3 3条9号口・10号口・13号口・14号口・15号・16号・17号・18号・19号 4 4条2号口 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号口・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし	事後	
令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる 情報連携 法令上の根拠	31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号・2号・4号イ・5号イ・7号・8号・9号・10号・11号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ 37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号口・3号口・8号口・9号口・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・2号・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2 3号口・4号口・9号口・10号口・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号 67 38条1号イ・2号・3号	31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号口 38 24条2号 39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ	事後	

令和4年6月30日	I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる 情報連携 法令上の根拠	70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の2 1号 92 45条1号 94 47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条2号イ・3号・4号 106 53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・6号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ	70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条7号イ・8号・14号 106 53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ 121 59条の4 1号	事後	
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○] 医療保険関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 災害関係情報	(削除)	事後	
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	③委託先名 株式会社KSKデータ ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 受注者から書面による申請に対し承認を行う。 ⑥再委託事項 申告情報のバンチ入力	③委託先名 株式会社アクト・ジャパン ④再委託の有無 再委託しない ⑤再委託の許諾方法 (空欄) ⑥再委託事項 (空欄)	事後	
令和4年12月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(右記を追記)	また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過誤納金還付申請があった住民の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき情報照会により口座情報登録連携システムから取得する(R5.1より開始。))。	事前	
令和4年12月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	(右記を追記)	・別表第一省令第74条	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	53,000件	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アクト・ジャパン	株式会社KSKテクノサポート	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤再委託の許諾方法	(右記を追記)	受注者から書面による申請を受け、それに対し承認を行う。	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項	(右記を追記)	上記委託内容と同様	事前	
令和4年12月22日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(右記を追記)	その他: 口座関連情報	事前	

令和4年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	(右記を追記)	・その他 口座情報を管理するため	事前	
令和4年12月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	行政機関・独立行政法人等(公的年金等の支払者、国税庁)	行政機関・独立行政法人等(公的年金等の支払者、国税庁、デジタル庁)	事前	
令和5年6月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号口 2 2条8号口・9号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17条・18号・19号口 3 3条9号口・10号口・13号口・14号口・15号・16号・17号・18号・19号 4 4条2号口 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号口 2 2条9号口・10号口・13号口・14号口・15号・16号・17号・18条・19号・20号口 3 3条10号口・11号口・14号口・15号口・16号・17号・18号・19号・20号 4 4条2号口 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・9号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし	事後	
令和5年6月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号口 38 24条2号 39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ	31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号口 38 24条2号 39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ	事後	

令和5年6月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条7号イ・8号・14号 106 53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ 121 59条の4 1号	70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条8号イ・9号・15号 106 53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ 121 59条の4 1号	事後	
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	53,000	55,891	事後	
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ②委託先における取扱者数	100人以上500人未満	50人以上100人未満	事後	
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3 ①委託内容	催告書プリント業務	督促状プリント業務	事後	
令和6年6月19日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	番号利用法に基づいて、熊谷市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	
令和6年6月19日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第74条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表の24の項 ・番号利用法第9条第2項 ・番号利用法第19条第10号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条 ・別表省令第74条	事後	

令和6年6月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号ロ 2 2条9号ロ・10号ロ・13号ロ・14号ロ・15号・16号・17号・18条・19号・20号ロ 3 3条10号ロ・11号ロ・14号ロ・15号ロ・16号・17号・18号・19号・20号 4 4条2号ロ 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・6号イ 16 12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・6号イ・7号・8号ロ 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・9号・19号イ	・番号法第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第二条(番号法における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 第二条第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 3条1号ロ 2 4条12号ロ、13号ロ、17号ハ、18号ハ、19号、20号、21号、22号、23号、24号 3 5条13号ロ、14号ロ、18号ハ、19条ハ、20号、21号、22号、23号、24号 4 6条2号 5 7条2号 7 9条7号、8号イ、9号イ、12号ロ、13号ロ、14号、15号、16号、17号、18号 11 13条1号イ、2号ハ、3号ロ、4号イ、5号イ 13 15条1号ニ、2号ニ 15 17条1号ロ、3号ロ、4号ロ、6号イ 20 22条1号チ、2号ト、3号イ、4号チ、6号ト、7号、8号チ 28 30条1号イ、3号ハ 37 39条3号ハ 39 41条2号 42 44条1号レ 48 50条2号、3号ロ、9号、19号イ 53 55条1号ヘ	事後	
令和6年6月19日	同上	28 21条12号 29 主務省令対応規定なし 31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号ロ 38 24条2号 39 24条の2 4号ロ・5号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号ロ・6号ロ・12号ロ・13号ロ・14号・15号・16号・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号ロ・2号ロ 62 33条4号	57 59条1号ロ、3号、4号、18号ロ、19号、20号、21号、22号、23号 58 60条2号ニ、60条の2 2号ニ、60条の3 2号ニ、60条の4 2号ニ 59 61条2号ロ 63 65条2号 65 67条4号ロ、5号ロ、15号ハ、16号ハ、17号、18号、19号、20号、21号 66 68条2号 69 71条1号、2号ロ、3号ロ、6号、7号ロ、13号、14号、15号、16号、17号、18号 73 75条1号ロ、2号ロ、3号ロ、4号ロ 75 77条3号ハ 76 78条1号ト 81 83条1号ヘ、3号、3の2号、5号ホ、6号ヘ 83 85条5号ロ、6号ロ、16号ハ、17号ハ、18号、19号、20号、21号、22号 84 86条1号 86 88条1号ロ、2号ロ 87 89条3号 88 90条2号ロ、3号ロ、4号ロ 89 91条4号 90 92条1号ロ、2号ロ、3号 91 93条1号ヘ、5号イ 92 94条1号ニ、3号イ、4号イ 96 98条4号 98 100条1号 106 108号1号ロ、6号ロ	事後	
令和6年6月19日	同上	63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ 70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条8号イ・9号・15号 106 53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号	108 110条3号ニ 115 117条1号イ、2号ロ、3号ロ、5号ロ、8号、9号、10号、11号、12号、13号 124 126条1号ヘ 125 127条1号レ 129 131条2号 130 132条2号 132 134号12号ハ、13号ハ、14号ハ、16号ハ、26号ハ、27号ハ、29号ハ、31号ハ、32号ハ、33号ハ、34号ハ、35号ハ、36号ハ、37号ハ、38号ハ、39号ハ、40号ハ、44号ハ、45号ハ、48号ハ 137 139条1号ロ、3号ロ 138 140条2号 140 142条8号ロ、10号、16号 141 143条1号チ、2号ヘ、4号ホ、5号ロ、6号ロ 142 144条1号ロ、4号ロ、5号 144 146条1号リ、6号ニ、7号イ、9号ロ、10号イ、11号ハ 147 149条2号 151 153条1号ロ、2号ロ 152 154条1号 155 157条1号ヘ、7号ヘ、14号イ 156 158条2号 158 160条1号ニ、2号ニ 160 162条1号 161 163条1号レ	事後	

令和6年6月19日	同上	108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号二・2号二 121 59条の4 1号 (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 20条	163 165条1号へ 164 166条3号イ 165 167条2号イ 166 168条2号イ 167 169条1号ロ、2号ロ 168 170条1号ロ、2号ロ 169 171条2号 170 172条2号 171 173条1号ロ、2号ロ 172 174条1号ロ、2号ロ 173 175条2号 (番号法における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 48 50条	事後	
令和6年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	55,891	43,439	事後	
令和6年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の15の項	番号利用法第9条第1項 別表の15の項	事後	
令和6年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	(下記を削除) ＜熊谷市における措置＞ ・サーバは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバ室に設置している。 ・入退室管理は、サーバ室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。	(下記を追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年6月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	(下記を削除) ＜熊谷市における措置＞ ・サーバは、入退室管理を行っているデータセンターのサーバ室に設置している。 ・入退室管理は、サーバ室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室へ入退室する者が権限を有することを生体認証とICカードで確認することとしている。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年6月19日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(右記を追記)	159.市町村民税 定額減税額、160.市町村民税所得割額(定額減税前)、161.市町村民税所得割額【税源移譲前】(定額減税前)、162.都道府県民税 定額減税額、163.都道府県民税所得割額(定額減税前)	事後	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号利用法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	

令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆物理的対策	(下記を削除) ＜熊谷市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的な保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。	(下記を追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 ◆技術的対策	(下記を削除) ＜熊谷市における措置＞ ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。	(下記を追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(右記を追記)	・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する(ガバメントクラウドにおける措置)。	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(右記を追記)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(下記を削除) ◆物理的対策 ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された専用の部屋への入室はICカードと生体による2因子認証で管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置された部屋には監視カメラ等が設置されている。 ・特定個人情報を保有するサーバが設置されたラックは施錠管理されている。 ・特定個人情報を保有するサーバは定期的に保守点検を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・特定個人情報を含む電子データを定期的に電子媒体に保存し、入退室管理された専用の保管場所に保管している。	(下記を追記) ◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(下記を削除) ◆技術的対策 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 ・情報漏えい等の防止のため、特定個人情報を保有するサーバをインターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。 ・内部の部品が2重化された高可用性の外部記憶装置(ストレージ)に特定個人情報を保存することで情報の毀損等への対策を図っている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。	(下記を追記) ◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(右記を追記)	・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する(ガバメントクラウドにおける措置)。	事前	
令和6年6月19日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(右記を追記)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和6年6月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年6月21日	令和6年6月19日	事後	
令和6年11月20日			様式改正に伴う修正	事前	
令和7年4月16日			評価書の変更(重点項目評価書⇒全項目評価書)に伴う修正	事後	特定個人情報に関する重大事故発生に伴う評価書の変更

令和7年12月1日			評価書の変更(全項目評価書⇒重点項目評価書)に伴う修正	事前	個人住民税の申告の電子化に伴い再評価を行い、改めてしきい値判断をしたところ、基礎項目評価書と重点項目評価書を作成することになったため、評価書を変更したもの。
令和8年6月15日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		【個人住民税賦課情報ファイル】下記3項目を追加 1月1日離婚・再婚区分、特定親族特別控除人数、特定親族特別控除額	事後	
令和8年6月15日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 4条12号ロ、13号ロ、17号ハ、18号ハ、19号、20号、21号、22号、23号、24号 84 86条1号	2 4条12号ロ、13号ロ、17号ハ、18号ハ、19号、20号、21号、22号、23号、24号ハ 84 86条2号	事後	